

東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表 (DB33条 保安電源設備)

No	分類			日付		指摘事項	対応状況	回答
	大分類	中分類	小分類					
33条-1	33条(保安電源設備)			2017/6/22	審査会合	確認 通常時の操作において原電～東電間の連絡は行われており、事故時(那珂発電所全停時の切替)においても受電操作に伴う原電～東電間の連携に問題がないことを追記する事。	本日ご回答	事故時の東二構内の受電操作においては通常の運用における受電操作と同様であり、当社及び東京電力パワーグリッド株式会社間においては十分に連携が行われていることを別紙5-1に追記しています。
33条-2	33条(保安電源設備)			2017/6/22	審査会合	確認 新筑波変電所からの受電状態における系統構成は、一部常時開放となっている部分があることから問題がないことを説明する事。	本日ご回答	東京電力PG株式会社の送電網は通常時、送電設備の容量や潮流などの関係で、一部開放している部分があり、新筑波変電所から東海第二が受電する場合、通常とは異なる系統構成となる。この系統構成の場合において、異なる潮流でも保護装置が対応できること、送電設備の容量内で東海第二の到達電圧に問題がないことなど、送電状態に問題ないことを確認しています。(P33-別紙5-7, 8)
33条-3	33条(保安電源設備)			2017/6/22	審査会合	確認 新筑波変電所からの復旧手順は通常の手順か。	本日ご回答	新筑波変電所からの復旧操作は、あらかじめ定めている手順を用い、操作を行うことを確認しています。(P33-別紙5-8)
33条-4	33条(保安電源設備)			2017/6/22	審査会合	確認 新筑波変電所からの復旧時の操作は遮断器と断路器以外外にかあるか(ある場合、復旧時間に影響するか?)	本日ご回答	復旧時の操作は各変電所の遮断器及び断路器の遠隔操作の他、系統の電圧等パラメータ確認、確認後必要に応じ電圧等の調整を行う操作があり、これらの操作内容を考慮しても80分(発電所内での受電操作に要する約30分を含めても110分)で復旧可能であると評価していることを確認しています。(P33-別紙5-7)